

プロレタリア戦旗

★ 春期政治主張

★ 自治体労働運動の

前進へ向けて(上)

共産主義者同盟(戦旗派)
北海道地方委員会

No.9

目次

☆ 政治主張

I ロッキード疑獄と自民党政府の危機

II 「国民春闘」の思惑をのりこえ「雇用も賃上げも」克ちとれ！

III 学生運動の再生へむけて

IV 狭山差別裁判と闘うために

V 伊達火発阻止へ重なる前進を！

VI 住民闘争の拠点 II 三里塚鉄塔実力防衛闘争を準備せよ！

☆ 自治体労働運動の前進へ向けて(上)

第一章 七五春闘に於ける自治労の混迷と我々の実践上の到達点

(一) 七五春闘と自治労

(二) 人勤体制打破と昨春闘の位置

(三) 自治体合理化における民同の反動的役割

(四) 我々の実践に生じた運動・組織上の諸問題

第二章 地財危機と自治体の矛盾

(一) 地財危機と人件費攻撃の背景

(二) 地財危機の「革新」的解決のゆきづまり

(三) 「安上がり行政」論の虚妄性

(四) 自治体闘争における民主化の破綻(以上本号掲載)

第三章 自治体労働者と階級闘争(次号掲載予定)

第四章 自治体合理化の現状と我々の態度(次号掲載予定)

☆ 部落解放運動と我々の任務(上)

政治主張

I ロッキード疑獄と自民党政府の危機

二月初旬、米上院多国籍企小委で発覚したロッキード社の贈賄事件は、米多国籍企業の国際的経済活動が先進資本主義諸国の政治・経済活動と分かちがたく結びついていることを示した。それは戦後帝国主義世界体制が米帝と他資本主義諸国の歪み腐敗した政・財界の支配層の癒着した関係を抜きにありえなかつた事を示している。しかしこの事態の発覚を単なる偶然性や米国の「良心」に帰することはできない。インドシナ戦争の敗北後、威信の低下した米帝はデタント（緊張緩和）政策をとる一方、ウォーターゲート事件で失った人心をアメリカン・デモクラシーの復活で回復しつつ、他方でEO・日本といった列強帝国主義の「自由世界」防衛に果たす責任分担を具体化し始めてきた。だがそれはこれまで米帝が果たしてきた「力の政策」の焼き直しを各国に代行させる形では進まず、「自由と民主主義」の進歩性と近代主義を相対的に確保しつつ、野蛮な全体主義として「共産主義」の孤立を計る新たな国際政治戦略に裏付けられている。

この実験は又、高度成長を基礎とした生産力主義的幻想をもって大衆を収約しえぬ、スタグフレーション下での危機意識を反映して、各国におけるブルジョア進歩派の拾頭に根拠を置いている。未だ旧保守勢力が主導権を握っている。生産力幻想に拜跪した前近代的政治を展開してきた日本の支配層は、この国際政治の新しい波を受け取れぬ、児玉・岸（戦犯右翼）を仲介とした丸紅・小佐野（新興独占）と田中（自民党）という、保守政治における従来の強い環の弱点を一挙に露呈した。そしてこの部分こそ、朴（「韓」国）・スハルト（インドネシア）というアジアの反「共」枢軸の国内専制支配を支え、独占資本の経済侵略に最も深い権益を有し、アジア人民の国際主義的連帯を分断してきた張本人であった。事件発覚後二ヶ月余りのうちに、国会証人喚問、脱税・汚職捜査、政府高官隠蔽工作をマス・メディアを通してまのあたりに見た人民大衆は、戦後保守政治の下で憲法理念に対象化された民主主義の空洞化がなされたことをあらためて確認すると共に、民主主義の回復へむけた感性的衝動を醸成してきた。しかしそれは今回の米上院活動およびウォーターゲート事件によるニクソン失脚をもたらし、アメリカン・デモクラシーと欧米流の個人主義に根ざした権利意識への憧憬をともなって、日本型民主主義の共同体帰属意識によるタテマエとホンネへの分離を非難する進歩的知識人・マスコミらの小ブル民主的主張にリード

されたものでしかない。それは前近代的感覚たる自民党政府主流をおびやかすうえで有効でありえても、かかる要素を外世界に確保してこそ国内民主主義体制の進歩性を相対的に誇示してきた米資本主義自身の矛盾を明らかにしてはしていない。その意味で、人民大衆を真の民主主義へと導くものではありえないのである。ところで今回の事件を重大な政府危機と受けとめた独占資本は、マスコミの論調を統制しつつ当面の大衆の関心を自民党内派閥抗争に引きつけ、事態の成り行き如何では暴露されかねない政府高官名を、日米外交協定に基く警察・検察当局の捜査に委ねてきた。というのは、この政府危機が本年予定されている総選挙如何では政治危機に発展しかねないからである。そこでは、警察・検察の中立性や厳正さを押し出し大衆の信を得、行政官僚機構の確保の上に新たな保革連合中道右派政権を展望するという可能性をも含めて、事態の收拾工作が考えられている。もとより後藤田元警察庁長官の例にも示されているように、警察・検察当局の幹部は独占の意向でどちらにも動くあやつり人形にすぎない。野党は目の前にぶらさがった「政権」の展望にすべてを託し、審議の中断・ポイコットなどの議会内圧力は強めているが、院外の大衆行動の発展は院内工作に邪魔だとはばかり真剣にとりくんでいない。こうした状況に労働者大衆は飽きつつある

。どうして真相を究明しただちに汚職を摘発できないのか。俺達に対しては当局はあんなに厳しいのに、と。社共は半年後の総選挙まで待てと言う。だが大衆が最も関心をもっている時に究明しなければ、事態がうやむやになつたり本当の悪人に決定的打撃を与えられないことを説得することは出来ない。まったく議会主義は不都合で支配階級に有利に作られている。当局の保有する事項を獲得するためには、行政自身を労働者大衆が統制する力を持たねばならないこと、真の民主主義はコンミュニティによって克ちとられることはあまりにも明らかだ。

許してはならないだろう。今七六春闘は、昨春闘の一五多ガイドライン未突破に続く雇用合理化への屈服という運動的敗北と、それをのりこえる階級的団結の前進を克ちとれず右派労働運動の巻き返しを許すという二重の敗北の地平をはねかえして斗われねばならない。事実、昨秋スト権ストに示された公労協の戦闘性は、民間の思惑はどうあれ下部労働者大衆の闘争意欲が決して失なわれていないことを示していた。

II 「国民春闘」の思惑をのりこえ

「雇用も賃上げも」克ちとれ！

しかしそうした力を今もたない大衆は、大衆自身の行動力によって、全国で抗議斗争を強め、当局を圧迫し実力で真相究明する以外にない。こうした闘いに社共は妨害をやめないうらう。それは法を侵すものだから。だが考えてもみたまえ。彼らの賛美してやまない戦後民主主義こそ、腐朽化しその実質を失って今日まで数々の汚職と抑圧を許してきたものではなかったらうか。

今七六春闘は、昨春闘の一五多ガイドライン未突破に続く雇用合理化への屈服という運動的敗北と、それをのりこえる階級的団結の前進を克ちとれず右派労働運動の巻き返しを許すという二重の敗北の地平をはねかえして斗われねばならない。事実、昨秋スト権ストに示された公労協の戦闘性は、民間の思惑はどうあれ下部労働者大衆の闘争意欲が決して失なわれていないことを示していた。

義の弱い環としての後進国における経済危機・革命情勢を誘発し、帝国主義国内経済再編過程では、国際競争力の強化を唱う独占資本の蓄積構造の強化に従属した形で、財政・金融政策の引き締めと産業政策が打たれてきた結果、国民諸層の経済活動に基大な圧迫をもたらした。電機・繊維部門を中心とした操短、弱小資本の倒産・合併、中小企業の財政悪化等、これらは自治体財政を圧迫し福祉の停滞を招き、又生活水準の低下は大衆の消費意欲を低下させ農民の収益減と小売業の減益という連鎖をもたらした。その間隔を縫って市場占有率を高めようとする独占資本による国民各層への圧迫に対し、「国民春闘」を掲げ国家権力と癒着して利益を得る独占資本を追いつめてゆくことは、一見労働者の利益と直結するように思われる。

それだけではない。アメリカと同様に日本の民主主義に憧憬をもつアジア人民を引きつけ、経済侵略による搾取と収奪を正当化し、後進国の専制的・前近代的要素を固定化してきた政府・独占資本を許容してきたものではないのか。社共はこうした国際主義的任務をロッキード疑獄の中に見ることを極力避けている。彼らはどうしても「国民主義」的に解決したいのだ。しかし我々はそれを決して

「生産力幻想を支えたIMF・GATT体制の崩壊と共に、景気循環過程を大衆的に再認識させ、価値法則に根拠づけられた資本の無政府の運動によって、社会的生産・生活諸過程が如何に非人間的・反労働者の・人民抑圧的に再編成されるをえぬのかを明らかにする条件を拡大した。国際的経済機構の再編成過程では、資本主

生産点で階級斗争を發展させていない今日の条件下では、逆に労働者とのつながりよりも独占資本との利害関係に多くの価値を見出している中小企業主・自治体・農民の小ブルジョアの利害の後押しに労働者大衆の役割りを落しこめることになるであろう。「国民主義」を掲げなくとも、労働者は被抑圧的位置

におかれた下層人民や先進的市民と連帯し、かかる活動を労働者階級の階級解放の任務と結合して闘うことはできる。にもかかわらず総評指導部が「国民春闘」に固執するのは、労働生産点における階級闘争を官僚的に弱めることよって賃金相場を主導し、それが国民各層の所得水準を決定する影響力を確保することよって、社会党を中心とした革新勢力の拡大につながるという六〇年代における組合主義的政治的経済主義的選流構造が障害をきたしているからに他ならない。

それはスタグフレーションといった外的要因に根拠づけられているだけでなく、六〇年代の賃闘を反戦・反合闘争と結合して組合大衆の政治思想的成熟を促せなかった結果、同盟による総評への切り崩しと賃金相場の決定に主導的役割りを果たしていった鉄鋼をはじめとする民間主要単産の労使協調路線の下への屈服を許し、総評の指導力を低下させたことへの反映でもある。七〇年代前半におけるIMF・JO（国際金属労協）を中心とした民間先行の労働統一の進展は、企業主義的な基盤を確保した上での産業別連合を、国際経済の統一性における国家独占資本主義の安定へ総労働の側から組織してゆこうというものであり、減私奉公型の産業報国会とは異なる、労働者のエゴイズムを小ブルジョア的に発展させたものである。それは大独占企業内の組織労働者（とりわけ職制・ホワイトカラー1層）の利害を代表している。

生産力主義的なこれらの労働組合主義は、価値生産性を高めるための独占資本の強化の結果もたらされる、中小資本・自治体の再編には無関心であり、独占資本の強化が景気を回復し農民・自営業の収益増につながることを考えているから、自分達独占企業内の労働者の利害さえ守れるなら、一時的な国民諸層への圧迫は止むをえないと考えている。こうして雇用合理化さえ回避できるなら賃金自粛も止むをえないという犯罪的な彼らの主張が論理化されているのである。

ところが不況政策は、弱少資本や不生産的部門を多くはらんだ官公庁の労働者にとって、倒産や系列化、人員整理・再配置にともなう雇用不安と労働強化・賃金抑制を三位一体的にもたらさずにはおかないし、それにとりなり分断・管理との対立を不可避とする。存在形態からして生産力主義的幻想を独占企業内労働者ほど主体化しにくい位置にある彼らは、自らの企業内だけでなく圧迫を受けている人民諸層が結合し独占資本をおいつめてゆく主体的な闘いがなければ、これまでの自己の生活と権利を守ることでもできないと自覚する根拠を増大させている。

その即目的表現形態を「国民春闘」と総評指導部は脚色したのであるが、それはそこにIMF・JOを中心とした新しい右派労働運動を包摂し、国家権力と癒着する独占資本を孤立させるといふ展望で、社会党も協会の「反独占国民統一戦線」なる戦略的意図がこめられているのである。しかしそれは甘い願

据えおけない、失業給付の一律百八十日延長と未払い労働債権の国による立て替え払い制度化はできないというものであり、わずかに雇用調整給付金の下請け企業への適用のみが改正され、全国一律最低賃金制に至っては一年間で何らの進展もみせていないという状態である。又、鉄鋼べア回答も八〇弱になると業界筋が明らかにし、日経連が提唱してきたガイドゾーン（賃上げゼロか一ケタ）が現実化しつつある。すでに公共料金の値上げ等で消費生活が圧迫されていることを実感として大衆が受けとめているにもかかわらず、インチャキな統計で対前年比九・八％（東京区部三月）におさえこんだ政府は、この機に乗じて「インフレはおさえたら賃金抑制をし雇用を確保せよ」ともつもらしい理由をくつつけて、資本家の尻をたたき、ややもすれば労働攻勢に押されかねない個別資本を援護射撃している。昨春斗を政府主導のガイドゾーンで一五弱におさえこまれ、倒産・人員整理のうき目にあつてきた労働者に対し、再び更なる生活苦と労働の強化・差別・分断を強いようとしているのだ。

景気変動と経営の悪化は何ら労働者階級の責任ではなく、資本主義の無政府的な運動とそれを支える資本家階級・経営者の責任であり、その犠牲に労働者が甘んじ人民抑圧の様々なあらわれを許すことはできない。政府・独占のみならず中小資本家に対しても我々の批判は緩められてはならない。彼らが独占の被害者の側面をもつていたとしても、その

矛盾を労働者に転嫁する限りにおいて労働組合は一步も引きさがる必要はない。彼らが経営できないというなら、労働組合は職場を占拠し、自ら生産を管理し他の労働組合の助けを借りて経営を自らの手に奪還する道を歩むべきである。かかる事態への対処のあり方こそ、産別・地区労働階級の団結の性格を如実に示すといえる。

社共はそうした労働者の主体的行動を促さず、中小資本家と企業内のうまくやるようにいっている。しかし、一時的な妥協は存在しても、不況下のこの時に労働の闘争の渦中から身をもつて階級矛盾を学ばないで、社会的な反独占闘争を中小資本を領導して担ってゆく力が労働者に形成される筈がない。それどころか多くの経営者はあらゆる機会をねらって経費の一部を隠匿し、経理内容の労働者に対する非公開にもかわらぬ「雇用か賃金か」の選択を迫ってくるのである。我々は労働者の当然の要求として「雇用も賃上げも」強力なストライキ体制を構築し克ちとらねばならないし、そのためには徹底した職場からの大衆討論において、経営や職制との思想斗争に打ち勝つ言葉と自信と団結を作り出してゆかねばならない。

こうした自分達の労働条件の闘いと他の被抑圧人民への連帯を、既成指導部の「国民春闘」とは裏腹な掛け声倒れにもめげず、一步一歩職場活動へもちこみ職場大衆自身の思考と実践に支えられた職場闘争によって、官僚主義的な組合の再生をめざしてゆく突破口と

望でしかない。国民経済の再興へ至る方法がすでに非和解的なことから、国民的同一性を強調するのではなく階層的分断という現実をきわたらせ、独占の側につくのか、被圧迫人民の側につくのかという形で、国民的亀裂を市民社会内部に作り出してゆくことが、右派労働運動の思想構造の矛盾を突きだし解体をめざしてゆく最良の道なのである。

ところが社会党と総評指導部は、右派労働運動と野合して賃上げ斗争をあたかも自分達が主導しているかのようにふるまうことよって、勤労大衆の指導部であるかのような顔をし、制度要求を掲げて国民の指導者然とすることよって、右派労働運動との闘いをサボダージュしている。これこそ労働官僚として生活安定の道を求めた旧左翼の良心を満足させる自己保身であり、資本と労働貴族に屈服した腐敗せる姿である。共産主義者は彼らと固く一線を画しつつ、その下で被圧迫人民の側に立って反独占闘争を真剣に進める労働活動家と固く連帯してゆかねばならない。

ところで景気の底を越したといわれる三月に至っても、政府・独占資本の春闘に対する態度は極めて強硬である。春闘共闘委の三・三〇ストを前後して明らかとなった制度要求への回答は、減税の見送り、公共料金値上げへの沈黙、独禁法改正の無視、福祉年金の一萬三千五百円への後退（当初は一萬二千元を二万円へ引上げ予定）、厚生年金保険料の労資折半から三対七への変更は労使まかせ、遺族年金の五割支給を七割にはできない、保険料は

して今春闘は闘われてゆくべきである。

バックナンバー残部有

- №1 七四春期方針八五〇円V
- №2 戸村参院選総括八一〇〇円V
- №3 七四秋期政治主張八三〇円V
- №4 フォード親善訪問を紛砕せよ 八三〇円V
- №5 反「公」害住民斗争に階級的に連帯せよ（伊達火発）八五〇円V
- №6 七五春闘方針八八〇円V
- №7 海洋博・日「韓」・安保 八五〇円V
- №8 戦旗派労働運動の総括と今後の方向性八一〇〇円V

III 学生運動の再生へむけて

全共闘運動以降数年を経た今日、学生運動は奇妙にも沈黙を続けている。あの教育・学園闘争の意義は、今日の学生層には何ら継承されていないのか、それとも学生をとりまく客観的状況の変化に適應する諸形態を見いだせていないのではないか？

全共闘の時代における学内諸層の分解を、日共を中心とする小ブル民主派を管理体制に組みこんで收拾し、「大学解体」派を強制的に排除してきた文部省・私学資本は、再び中教審答申にもとづく教育秩序を筑波大設置を先頭に作りあげてきた。すでに初・中等教育課程から、横めこみ教育と受験地獄の中で選別と排他意識をかきたてられ、単細胞的な知識集約を強いられてきた学生は、ここで更に専門的な分野に細分化され、カリキュラムを他律的にこなし、マスプロ的に飼育され「社会」に送りだされてゆく客体的な存在たらしめられている。

産学共同といわれる大学の今日的あり方は、このように学生の思想的成長を促せず、社会と自己の在り方を不問にしたまま、学生を社会的分業の一環を担う「中・高級」技術(者)・管理者・事務職等のホワイトカラー層としてコンベア方式に輩出しているにすぎない。こうした学生の大量生産こそ、現代資本主義の不可避的な産物であり、価値生産の衝動が要請する学問・教育内容は技術的に緻密化される代りに、学生の社会的実践経験との媒介

性を失い、社会変革の実践を去勢する根拠となっている。

このような否定的現状こそ、文部省・資本と共に大学秩序を回復し、大学管理の一角を占めてきた日共等小ブル民主派が望んだ道であり、学生運動を議会主義的活動のために従属化させ、先進的青年層を消費生活の欲求におぼれさせ、価値観の感性的多元化に放置することによって、聖職者面をした日共官僚支配を構築する筋道である。文部省や日共の道徳教育こそ、ここでは小ブル中間層化する展望の学生大衆を固定化し、大衆的な規模で自我のもつ社会性を虚無化させている。それは膨大な情報文化を通して論理化され、個人の社会的無力性と分断された消費生活の至上化は生産力主義的に美化されていくのだ。

だがスタグフレーションは、そうした意識と行動をもつ学生大衆をも変化させずにはおかない。就職難は消費幻想、矛盾を投げかけざるをえない。学費値上げ・物価高騰は学生生活をおびやかすのみならず、社会的に激発する矛盾のあらわれ(福祉・部落・医療・公害・民族等)を調査・研究し、自己の学問・研究の社会的壁をのりこえようとするサークル活動も徐々にではあるが成長してきた。だから学生が社会的矛盾を自己実存の問題として受けとめ、自己自身の「欲望」が社会変革の闘いと結びつくことを理解する条件は拡大しているといえよう。

ところがこうした現代学生自然発生性は、

自己のサークル実践のうちに思想的共同性を確保しつつ、孤立的な疎外感を回復してゆく所に止まる傾向を有している。サークル実践の壁を認識し、教育秩序や社会体制に対する批判と結合した、共同性の大衆的拡がりを作りだす質をノンセクトは持たない。共産主義者こそその任務に充てなければならぬが、新左翼のセクト主義者は内ゲバに明けくれ、赤色主義的な自治会運営によって大衆をクラスー自治会活動から疎遠にしている。

こうした状況下で学生運動の再生を計っていくためには、自治会運動のあり方をめぐると原則的なクラス討論を組織していくためにも、教育秩序や社会的矛盾を批判的に研究・討論してゆく活動の中心と文化サークル活動の充実が要請されている。とりわけ全共闘運動が提起した学問・科学のイデオロギー的客観性と人間主体における価値判断との思想的統一といった問題は、「公害」・部落・薬害・障害者解放といった被抑圧諸階層の存在を、教育・研究者・学生として如何に受けとめ、自己集団の実践としていくかを問いつづけるに違いない。新入生を迎えるにあたって、かかる諸点をふまえた学生運動の更なる前進を我々は追求してゆかねばならない。

IV 狭山差別裁判と闘うために

去る一月二日、札幌で狭山最高裁判争勝利！全道総決起集会が開かれた。それは一月二日に迫った最高裁への上告趣意書・事実調べ請求書提出にもとなり、「事実審理要求」斗争へむけた意志統一であり、全国的斗争へと発展してきた部落解放運動を北海道の労働者・学生がどう受けとめ連帯していくのか、という事が同時に問われていたといえる。

一月最高裁斗争は上告棄却によって石川氏の無期懲役を固定化せんとする国家権力・最高裁に対して、「政治スト・同盟休校・納税拒否」等の実力斗争で斗ってゆく解放同盟の方針を明確にしていった。七四年十月三十一日の高裁寺尾判決は石川氏自身が述べたように、「内容上全面有罪ながら死刑から一等懲刑した「無期」という論理的に奇妙な構成をとって」あり、「強殺遺棄の三つが重なる」とまず死刑から免れえ「ないことからも、「私が無実であることを百も承知しながら部落差別にもとづく予断と偏見のうえに国家権力の威信にかけてかけられた攻撃であった」のであり、狭山斗争を中心とする部落解放運動の大衆的戦闘的前進に恐れを抱いた政治判決と司法の反動化のあらわれといえる。

すでに一三年間にもわたる獄中生活を強いられてきた石川氏を更に永遠に獄中にとじこめようとする寺尾判決は、中田善枝さん殺しの警察・検察による不当な差別捜査を全面的

に擁護するものでしかない。即ち①差別的な見込み捜査、②四人の部落青年の見込み逮捕、③別件逮捕、④むしかえし逮捕、⑤「自白」強要と「自白」維持工作、⑥証拠デッチあげと証拠の隠匿、⑦鑑定デッチあげ、⑧重要な問題点を何ら明らかにせず、いままお警察・検察側が隠し持っている全証拠を提出させていないのみならず、一般刑事事件として部落差別にもとづくエン罪である事からまったく目をそらしているのである。

我々は無実の石川氏を解同と労働者人民の総力をつくして獄中から奪還すると共に、公判斗争と大衆の実力闘争とを結合して部落差別を糾弾してゆかねばならないが、そこでは明確に法廷闘争の限界をふまえてゆくのでなくてはならない。

狭山闘争に対して日共ら小ブル民主派は一般刑事事件としての「公正裁判要求」を主張し、検察の起訴が差別にもとづくエン罪であることを認めようとせず、情状酌量を意図した公判を行おうとしたが、二審以降事態の推移を理解した石川氏は無実を叫び、日共系弁護士は放逐と解放同盟の組織する「狭山差別裁判取消し、石川青年即時釈放」の大衆運動と連帯して斗ってゆく意志を明確にしてきた。このような日共の部落解放運動への日和見主義的歪曲と解同への敵対は、「橋のない川」上映強行、矢田教育差別事件、八鹿高校事件、窓口一本化をめぐる同和行政問題等で

全面的なものとなり、「正常化連」を結成して分裂策動を繰り返してきた。

これは彼らが、部落解放運動を形式的な法的平等の要求と物取り主義的なものにおし止め、社会的観念として一般大衆に内在する差別意識を糾弾してゆく思想斗争を被差別者が行うことを拒否しているからに他ならない。ここでは差別観念が国家権力と支配階級によってイデオロギー的に温存されている側面だけが強調され、それを一般大衆が許し自らの日常生活の風習の内に再生産(意識的・無意識に)していることよって、教育・就職・結婚等の差別や環境衛生の未改善が放置されている側面が曖昧化されてしまい、議会の立法措置さえ行なわれれば「革新行政」が解決してくれるといった、官僚主義的な問題解決が考えられている。従って被差別部落大衆がその現実的苦悩を突き出し一般大衆との運動的連帯と思想的共同性を、相互批判の内に創造してゆくことは避けられ、部落民である事を隠し一市民としての抽象行為(選挙)によって、日共官僚の善政を待つといった運動が展望されてしまふのだ。

だが政治闘争は諸階層のうちに現実的共同性を成長させる社会運動に支えられない限り、ブルジョア民主主義の虚偽性を突破することができない。部落解放運動は一般大衆階層との思想的連帯を追求することによって、労働者の階級的政治斗争との結合以外に民主主義を進展させることができないことを知るだろう。だから、解同が労働者・学

生・人民内部に部落研活動を押し進め、又反(被)差別統一戦線を提起し独占資本の下で最も抑圧されている人民諸階層(朝鮮人・障害者等)と連帯していこうとしている事に、共産主義者は積極的に対応してゆかねばならぬ。

北海道における部落差別は、その歴史的・地域的特殊性によって日常生活のうちではほとんど現象せず、多くの人民は無関心である。しかしその無関心は、社会生活における朝鮮人・障害者・アイヌ差別や労働者の階層的分

V 伊達火発阻止へ更なる前進を！

昨秋パイプラインの敷設に着工して、一挙に火発建設を軌道にのせようとした北電の意図は、地元住民団体の説明会阻止闘争によって粉碎されてきた。その説明会は漁民を排除し北電職員によるビケの内に行なわれようとしたものであって、戦的漁民と支援労学の実力糾弾の前に、北電は個別訪問と内地火発視察に名を借りた温泉慰安旅行をもって住民を懐柔する方針に転換している。

他方地区労(II協会派)はかかる斗争をサポーターとして、「革新」市長を介して独自の安全審査をすることもなく、事態の進行を道議会に一任している。

北電とそれを後押しする地元財界は、北電の経営悪化と苫東工業地帯一道央新産都市計画を中心とする道第三期開発計画を理由に、地元住民の反対にもかかわらず着工を急いで

断・あまりにも労働条件の悪い地場産業の存在を許容する精神と軌を一にしている。解同による狭山差別裁判弾の全国行進方針は、無実の石川氏を即自棄還する任務が北海道の労働者人民にも明確に存在し、その闘いの組織化抜きに被抑圧人民と労働者階級の前進もありえないものとして把え返さねばならぬ。

そのためには、五・二二斗争(狭山デー)にむけた狭山差別裁判に対する大衆的情宣と組織化が更に強化されねばならないであろう。

V 伊達火発阻止へ更なる前進を！

きた。堂垣内道政はそれに応じて技術専門員会議を設けてきたが、三月三十一日の報告書では、「当初、審査の大きな柱とした環境保全問題が後退、技術上の審査がかなりの部分を占めている。また……地下水が多く、パイプを埋設した場合、土中陥没の危険が強い……最高技術を使っても地盤沈下、地下水枯渇問題が起るなどの予測にも有効な反論を加えていない」「(読売)」にもかかわらず、「申請の内容は技術上の基準をいざれも十分満足している」と述べ、専門委構成自体を疑わしている。

これらの道・北電の態度は、すでに小港湾建設の過程で起きた赤潮発生や取水口工事に伴う水枯れ現象を何ら反省していかないばかりか、火発そのものにもなり大気汚染・水質汚濁・騒音を如何に克服してゆくのかという

討論・裁判傍聴等によって「公」害のもたらす自然社会生活に対する圧迫を思想的に如何に受けとめ、それにかかわるべきかを大衆的に論議しつくしたとはとても言えないだろう。

こうした点を克服しつつ、先進的反「公」害市民・住民運動を更に全道におしひろげ、

VI 住民闘争の拠点II三里塚鉄塔実力防衛闘争を準備せよ！

二月二二日鉄塔撤去阻止、三里塚闘争勝利全国総決起集会在五千人の結集をもって克ちとられた三日後の二五日早朝、鉄塔破壊用の道路建設が多くの農民・支援学生の実力抵抗にも拘らず、公団・機動隊の手によって強行された。それは二五〇名中四八名の逮捕という不当な弾圧と鉄塔への事後捜査に名を借りた事前調査をとめない、並々ならぬ決意で政府・公団は事を構えているといえよう。一方における神栖町議会への露骨な買収工作もあってのパイプラインの仮敷設承認工作と、他方での鉄塔周辺土地買収工作にメドをつけた公団は、今秋にも一挙に鉄塔を破壊し、空港開港にもちこもりと必死になっている。

しかし三里塚農民はそれに負けてはいない。十年有余にわたる実力闘争を生活の底から闘い抜いてきた彼らは、全国住民運動を牽引し戸村氏は参院選で労働運動・学生運動・市民運動・農民運動と地域住民運動との戦闘的連帯を訴え不十分ながら二〇万票もの支持票をかちえてきた。それは全共闘・反戦のヴェ

闘いの結合と連帯を通して労働者のヘゲモニーを構築してゆく必要があるだろう。火電は新たに道南の知内にも建設が予定され、岩内の原発あるいはスモン病等の被害をも含め、市民運動の課題はますます増大しており、単に一地域の住民だけの問題ではなくなっているのだから。

VI 住民闘争の拠点II三里塚鉄塔実力防衛闘争を準備せよ！

トナム反戦闘争や教育学園闘争と積極的に結合し、七一年九月の機動隊壊滅戦を自ら担ってきた反対同盟に対する貴重な評面であって、それに応え三里塚農民は「鉄塔防衛・開港阻止」を相言葉に最後まで闘いの砦を死守する体制を構築している。

成田空港は今日、日本独占資本の海外への経済的膨張と新全総に基く国内の地域開発の巨大化によるコンビナート・大食料基地・大型酪農地等の産業基地建設と中枢管理機能の合理化・流通機構の巨大化、という巨大プロジェクトにおける、大型空輸の要として不可欠の位置を占めている。だがそれは独占資本と自民党政府にとって不可欠なのであって、日帝の経済侵略によって搾取を強化される後進国労働者や、「公」害を巻きこらされる地域住民、そして農地を収奪され騒音に悩みパイプラインにおびえる地元住民にとっては、解体すべき対象でしかない。

いちはやく逃亡した社共共革新勢力は、反対同盟の実力斗争から何も学ぶことなく、

問題への回答を回避している所からも明らかである。汚染と「公」害の巢窟となり果てた本州の現状を批判し、北海道の自然を守り抜いてゆくためには、資本の無政府的な価値生産への衝動によって、「公」害防止技術の開発を「不生産的」分野たらしめている資本主義とその担い手自身に対決してゆかねばならない。

しかし社共共小ブル民主派は、高度成長にともなう生産力幻想に骨の髄まで犯され、アメリカほどの経済力と「人権」思想も存在しない日本で、「公」害防止技術の開発が進むと考え、火発建設阻止闘争を条件主義的に歪曲してきた。「革新」市長の擁立と議会内工作による補償費・土地買収費の増額による人気取りが彼らの目的であり、反対のポーズは選挙向けの宣伝以上のものではありえない。数年間にわたる漁民の闘いでそれは十分に証明されたといえよう。

新たに立ちあがってきた伊達市の住民団体によるパイプライン建設阻止闘争は、今こうした社共の思惑をはねのけてゆかねばならない。そのためには地元の国鉄・自治体労働者の参加のみならず、全道における学生・労働者の反「公」害斗争を強め、現地支援体制を構築していかなければならない。だがこの間の支援活動は、各学園・職場・地区における反「公」害サークルの大量活動に十分支えられた内実を、質・量ともに有しているとはいえず、活動家の自立運動になりがちであった。アジ・ピラと看板に終ることなく、調査・学習・

地域住民闘争を議会主義的な自治体闘争によって「革新」首長成立のテコとしているにすぎず、条件主義的に屈伏している中で、この闘いが全国の戦闘的な地域住民闘争のみならず被差別・圧迫人民の注目を集めていることは疑いがない。だから革命的プロレタリアートは、三里塚闘争の意義と鉄塔防衛闘争の必要性を、労働者・学生・人民に訴え、現地農民の要請に応じてゆかねばならない。

全道で「連帯する会」を担った諸組織、ならびに伊達斗争を闘ってきた諸団体は春期斗争を通してその意志統一を大衆的に打ち固めてゆくことが問われるであろう。

(三月末日執筆)

自治体労働運動の前進へ向けて(上)

△序▽

我々はこの間自治体労働戦に於て一定の地歩をうち固め、各地に散在して職場斗争を担ってきた先進的労働者との交流・共同討論を行なってきた。これらの成果を示すものとして七五春闘以来論議されてきた諸点を素材とした我々の自治体労働運動に対する見解を明らかにしてゆきたい。

○職や×職の同志、あるいは△職の友人達から提起されたことは、まず春闘に於ける賃金の空洞化、第二に地方財政危機(以下地財危機と略す)を口実にかけられてきている自治体合理化⇨省力化攻撃に対する自治体労働者の指導放棄、第三には×職の同志からの報告を待つまでもなく「革新」自治体の動揺……

これらの事態の批判的切開とともに、自治体・公務労働・合理化・地財危機等に関する社共をはじめとした諸々の論議に対する我々のとるべき態度が理論的に解明されねばならないということであった。すでに東京都などで論争されている自治体闘争などを批判的に考察し、北海道の自治体労働運動の前進を計るために、ひとまず七五春闘をふりかえりつつこれらの問題点をみておこう。

第一章 七五春闘に於ける自治労の混迷と我々の

実践上の到達点

(一) 七五春闘と自治労

昨春闘での自治体労働者の闘いは極めて低迷したものであった。その客体的要因は、昨秋以来本格化した不況とインフレが同時進行するスタグフレーション現象下で、従来のインフレ政策によって膨張してきた地方財政が一挙に悪化したこと、及びこの地財危機の元凶を、地方公務員給与の国家公務員のそれを「上回る」大幅引き上げのせいにして、「支

払い能力」低下を口実に自治体労働者の賃上げも「自粛」すべしという政府・独占の公務員共闘への一大攻撃がなされたことにあるといえよう。事実多くの自治体は、地財危機の名のもとに職員給与と置き置きという強硬なものも含めた全る賃上げ抑制攻撃を強行し、同時に新規採用中止、臨時職員解雇(契約不更新)といった人員削減を手はじめに、「節約運動」など多様な合理化を目論んでいる。広

句にすぎず、自治労中央は満足な闘争体制も作れないまま、春闘統一行動のときでさえストライキの反復をしぶった。それは「日教組が脱落して単独ではムリだから」と説明されたが、これは単なる逃げ口上ではない。

実際には自治労自身がスト戦術への支持を半数程度しか得られず、地方選を口実に闘争体制を打ち固めようとしなかった民間には、大衆行動を推進する基盤がなくなっていたのである。こうした組合活動の停滞は民間によって職場活動家が選対に連れ出されることを通して一層固定化され、組合員大衆は当局の「支払い能力の低下」論は勿論、「安上りな行政」論や「公務員⇨奉仕者」論による合理化の美化と組合活動への妨害の下にさらされ、理論⇨思想闘争を強め大衆的反響を組織することなく地方選の終了まで沈黙を決め込んだ民間指導部への不信とともに、大衆の組合活動への参加の消極性と無関心は増大し、この傾向をかえりみることなくなされる闘争の中央交渉への一面化では政府・独占の賃金抑制攻撃に抗すべくもなかったのである。

この結果自治労に加盟する労働者が得たのは、依然として上昇する物価に相殺されるわずかなべアだけであった。しかも「五月確定」六月条列化」どころか一年以上も支払いが引き延ばされ、自治体労働者は生活の圧迫を余儀なくされている。それだけではない。七四春闘で提起された「弱者救済」の「国民的要求」で昨春闘に際して「最重要」とされた全国一律最低賃金制要求が、三・二七スト

止に示された如く、実際には未組織・下層労働者との格差を是正するものではなく公労協、民間大手組合にとつての賃金と取引される材料でしかなかったと同様に、臨職への一挙的な契約打ち切り攻撃に対する支援が放棄されたのもまた当然であった。

しかしそのことは政府・独占の公務員共闘に対する分断を批判しスト権と人勤打破を要求してきた自治労民同自身が、これらの要求を単に自分達の組合的利害の観点からしかみておらず労働者階級全体の戦列強化と統一について責任ある役割りを果たすことができな

(二) 人勤体制打破と昨春闘の位置

今日の人勤体制は、「政令二〇一」(スト権別奪)を受けて改悪された公務員法(四八年)によって制度化された。即ち、スト禁止と引きかえに「公務員の待遇を改善」するための「第三者機関」(⇨人事院)を設置し、これが公務員の賃上げ等について「勧告」するものというものであった。この結果、政府・独占は民間は勿論、公企体労働者とも公務員労働者を分断し、組織労働者内の低賃金の「しずめ石」たる役割を公務労働者に課すことになった。

いわゆる「春闘方式」が高度成長の波に乗って「功」を奉しはじめた五七年頃から、公務員の中にも独自行動を強化する部分が増大し、勤評闘争を経た六〇年には公務員共闘が結成された。又、このとき設置後をはじめ人事院「勧告」を引き出すことに成功した。

島根加計町では町議会が「賃下げ」採決したし、幾つかの自治体では小ブルジョア住民層が「賃上げ糺弾」という反動的な大衆行動を展開した。

これらの事実からわかる政府・独占の政治的意図は、①昨春闘突入過程での公労協⇨民間に続いて、公労協と公務員共闘の分断を計るといふ賃闘の個別撃破と、②「革新」自治体の労働者優先行政に対する反動的住民の敵対をテコとした揺さぶりをかけ、③「住民サービス」をめぐる住民の「利益」という没階級の立場を中道右派的現実政策で集約して統一地方選に於るまき返しを計ることである。

又、経済・社会的には④地財危機を名目とした中央の統制力強化と合理化⇨省力化、⑤それによる新たな産業構造に見合った自治体再編の布石が進行しているといえよう。

かかる攻撃を前にして日教組の脱落(スト戦術・政党支持)という困難をかかえた自治労は、単独で全公務労働者の利益を守る闘いの先頭に立つことを問われた。自治労の丸山書記長は「……財政危機だから、あるいは賃金源泉は税金だから等々と理由をつけて、賃金闘争を手控え、戦術をダウンさせることによつては、……住民との対話は成り立たない……。そこからでてくるのは『果ごもり』か『おもねり』でしかない」と民同右派や日共「宮本発言」への対抗姿勢をとり、「堂々とストライキを打とう」(「社会主義」六月号)と述べた。だがこの丸山見解は単なる空文

かくして開始された賃金統制への抵抗はその後も強化され六五年にはストライキを行ない、六七年からは毎年人勤によるべア実施時期を徐々に早め「完全実施」をも要求した。七〇年代に入って以降は人勤からほぼ半年一年程度まで実施時期をくり上げさせ、七三春闘ではスト権奪還闘争を圧力としてではあったが、「公労協なみの賃上げ」勧告を克ちとり一年遅れとはいえ、ほぼ完全実施に達したといえる。しかし、このように人勤体制の枠内にある限りインフレ⇨物価の後追いを脱することはできないので、スト権とともに「五確六条」という形態で人勤体制を實質的に打破してゆくべきことが当面の改良的課題の重要な位置を占めるに至った。

従来八月に人事院が勧告し、以後地方人事委員会(ないしは公平委)勧告⇨地方議会に於る給与条令改訂⇨実施(差額支給)という具合に、八月の人勤が年末⇨翌五月頃に実施される「システム」があったのに対して、「五確六条」要求は春闘の政労交渉(四月)を受けて自治体段階の労使交渉を五月決着し六月中に条列化することを求めており、事実上人事院勧告制度を形骸化するものである。もともと政労交渉の結論を大義名分に地方議会に圧力をかけるという点では議会主義の枠内に止まるものであるが、各自治体に於る大衆行動を促す条件は拡大した。

しかし、自治労民同は「五確六条」を建前化した実践的な取り組みに向いていない。それはこの間全国の自治体⇨地域間の賃金格差

を人勤体制下の全国一律賃上げに依存して是正するに止まってきた彼らにとって、その打破を格差是正を前進させつつ行なり自信がないことを大きな原因としている。そこには以下の如く、運動・組織上の諸条件を形成しえていないことが指摘されねばならない。

まず政府・独占や日共の反動的、反労働者の主張との理論的思想闘争を大衆的に組織できていないことである。実際自治労民同は下部討議にも付すことなく「奉仕者」規定に「共同作業者」論を対置した以外はもっぱら地方選向けの「国民的政策」論議にすりかえ、不況下の賃上げの困難性だけを強調することによって、政府・独占のガイド・ライン攻勢が労働者階級への責任転嫁であることを暴露するかわりに大衆のあきらめ意識を拝跪している。

第二には先の理論思想闘争の欠落故に春闘統一行動と結合された職場大衆闘争の組織化を行なうことができていないことである。彼らは政労交渉(全国闘争)と自治体単位の労使交渉(地域闘争)の「二段階的戦術」を強調しているが職場独自要求闘争と春闘を結合できないため公労協依存の「全国闘争」による賃金相場に人勤の基準を委ね、同伴者のな取り組みを行なうにすぎず、「地域闘争」は更にその附属的位置しか与えられていない。

この結果昨春闘以降一層顕著になってきているように、当局と対決することなく経済的改良を得ることができると考える組合員を生闘争を妨害することによって着々と進行する政府・理事者の合理化省力化の下に組合員大衆を投げ出したのである。

我々は昨春闘に際して春闘と職場闘争の結合を強調した。(プロレタリア戦旗・五六)だが民間の賃闘至上主義に反合闘争等を単純対置することの限界を踏えた我々は賃闘を「親」組合に一任することなく取り組むべく闘いを開始した。だがそこでの諸々の限界はまた反合闘争をはじめとする諸個別課題に対する闘いをも弱めることとなっている。その意味で昨春闘に於る我々の実践を反省し対象化してゆかねばならないといえよう。

四 我々の実践に生じた 運動・組織上の諸問題

国民春闘路線は、すでにみてきた如き自治労の現実からも察することができよう。何ら階級形成を促す内実を有してはならず、逆に市民的個人意識と労働者エゴとの自己矛盾を止揚させえず各々に拝跪する社共の対立の下で労働者を混惑させてしまう結果を招いている。ところで、内容上のかかる問題はさておき、国民春闘はその形式上、組織労働者の未組織・下層労働者への支援・連帯を自らに課している。だから我々は不断に形骸化させようとする既成指導部の言行不一致を批判しつつ、これまでは形式的にさえ確保しえなかつた未組織・下層労働者への支援・連帯行動を公然と組合で組織する可能的条件を最大限活用すべきであった。そうするならば、支援・連帯を「国民」的スローガンとしてタテ

みだし、闘う必要を理解するのではなく組合に便宜上加盟するにすぎないといった、組合意識の解体が進行している。それはまた、企業別従業員全員加盟制組合という日本的事情に拝跪して組合機関の支配を計ってきた社会党・民間の限界を示している。

第三には、このような条件の下では、前二者の活動を支える先進的労働者の独自の強化という問題もなしえない。実際職場生産点を基礎とした前衛的活動(細胞建設を含む)は何ら行ないえず、わずかに協会派が組合機関を足場に社青同作りを方針化しているにすぎない。それは又、民間派の職場大衆活動を軽視し大衆と結びつかない組合機関活動を追求するやり方は不断に内部に官僚主義を生み出し先に挙げた職場大衆行動を逆に押えつけることとなってあらわれているといえよう。

(三) 自治体合理化における民間の反動的役割
現在地財危機を口実にしてなされている人件費削減攻撃は賃上げ抑制と同時に合理化省力化としてもかけられてきている。事実、停年制・臨職解約・節約運動等が賃金とともに人件費削減の名の下で一体的に進行し、とりわけ昨春闘では事務労働のネットワーク化↓コンピュータとの連動に向けた事務経費「見直し」が職制の手によって強化され今日の合理化の諸材料が抽象されていったのである。

業務の多様性にも規定されて自治体合理化省力化は、工場などの場合以上に各職場固有の就労状態の分析が重要であり、矛盾の大マエ化する民間の本音が賃上げと選挙にあることを暴き、彼らの運動上の自己矛盾を鋭く批判する階級的立場を大衆的に広めてゆくことができたとともに、自分達の狭い組合の枠を一步超えてゆく意義を組合員大衆に自覚させてゆく条件を広げたいがいがない。

だが、かかる活動は極めて不十分であった。既成指導部が資本の攻撃にあらかじめ屈服していたことから、それへの批判を強調するあまり大巾賃上げという経済的煽動に大衆活動を限定したある同志は、賃闘を合理化・臨職などの個別要求と十分結合させえず、賃闘自身の全国統一行動を名目とする上からの統制の下では孤立を余儀なくされた。そればかりか最賃制闘争をテコとした地区労等を通じた中小・未組織労働者への支援・連帯行動(活動)も組合員の階級的成長に生かされてはいない。

ところでその場合、経済的煽動それ自身も十分展開できていなかった。それはスタグフレーション現象を自然の摂理の如く受け入れて「あきらめ」をきめ込む組合員大衆に自己の階級の見地を念仏の如くくり返すに止まっていることに端的に示されているように、大衆との生きた交通関係を支える理論思想闘争が労研で独自に組織化されていなかったため、例えば賃金と物価の比較を家計簿などに照らして説明できず、この結果、大衆の不協力と非積極性に嘆き、焦らだち、民間の日和見主義に腹を立てるあまり組合機関内での突き上げ正作に活動を一面化してしまいう傾向(○職)

衆の暴露が職場単位でなされなければならぬ。かかる個々の職場反合闘争抜きに産別的に反合闘争を展開することなど実際上できない。にもかかわらず自治労民同は独自の職場闘争を認めず、行動を開始せんとした先進的分子を専従選対に引き抜き(×職)、あるいは青年部活動を春闘期間中統制し(○職)、といった手口で反合闘争の芽をつみとったのであった。それは次のように説明される。即ち「このスローガン(合理化反対のこと)引(用者)は、もちろんそれぞれの職場・産業で具体化されるとしても、……ますます必要なのは、……制度的要求をかがげ」「制度を緊急に確立する政治闘争がぜひとも必要」「『社会主義』四月号」というように反合闘争を政治闘争なる選挙・議会闘争に委ね「自治体の行財政制度を徹底的に民主化する」「国民戦線政府の樹立」に還元しようというわけである。

我々は「徹底的民主化」がプロレタリア民主主義の前進につながるものである限り反対しないし、階級闘争の「平和的發展の段階」として現在をとらえる場合、労働者の改良的要求が制度的に実現されることも、それが階級闘争の前進を妨げないかぎり認めよう。

だが制度化された要求も、団結して闘う労働者大衆の手によって不断に点検され実質化されねばならない以上、あくまでも職場の大衆行動が基礎とされねばならない。自治労民同は政治闘争選挙活動に反合闘争をすりかえるよう活動家に強要し、実質的に職場反合

や機関多数派に安心して号令の域を出ない傾向(△職)に陥り、組合主義的政治を許すこととなり、大衆に闘う意義を思想化させえず、あるいは自らの団結をも高めることに失敗した。又、職場の気分から、それとの思想的闘争の観点抜きにまず経済的煽動を、その後で政治的煽動を考えると傾向の下で地区での社会・政治諸闘争は勿論、未組織・争議労働者への支援・連帯行動も軽視されたところもあり、運動・組織上の反省は労働運動の原則的左翼的展開にとって極めて重要であることがあらためて明らかになっているといえよう。

だが、××地方選問題に取り組んだ労研(×職)もある。この労研では幾つかの政治暴露の環を設定し、とりわけ職場××研活動をも支えつつ春闘に取り組み、日共の公務員奉仕者規定などをとり上げて研究を試みたのであった。これに加え職場で生起する諸問題にできるだけ関与しようとすることで急速にその支持層を拡大してきている。

しかし、にもかかわらず、かかる成果を労研自身の強化・拡大と結びつけて打ち固めることに成功していない。それはかかる活動分野の広がりが労研自身の理論的思想的強化を考へに入れてなされておらず、めまぐるしく変化する職場の運動的諸条件への対応に追われ、多数派である組合幹部による闘争課題の猫の目の如き変更に対する直対応に目をうばわれる彼らは十全な準備なしに運動に関わり、逆規定されてしまっているためである。

これでは「国民」的課題を羅列すること自身の誤りを暴露することができず、組合員の関心を分散させ闘争意欲を拡散せしめることで組合支配を計る組合指導部を批判しつつ、労働者諸層が連帯して行動せねばならないことを明らかにしてゆくことはできないし、諸々の改良的課題を組合員自身が如何に実現するの考案させてゆく条件を職場活動にはらましてゆくことも困難であった。言うだけで実行しない指導部に代ってその具体化を一組合員として代行することに労研活動の力がさ

第二章 地財危機と自治体の矛盾

(一) 地財危機と人件費攻撃の背景

最近のインフレの進行による「当然増経費」の膨張と不況による税収入の伸び率低下は、今までになく全国の地方自治体の財政を「硬化」させ、地財危機を社会問題化している。そして地財危機を直接の理由とする人件費削減攻撃（賃金・合理化）が策動されつつある。

周知の如く自民党道政下では札幌市で交通局にはじまる全職場をおおむね合理化が、函館市では退職勧告がなされているし、「革新」の東京都も七年度予算では新規事業が見送られており、大都市地域を中心に全国十八都道府県が既定の計上経費を維持することしかできず（骨格予算）、投資的資金を計上した本格予算はほとんどお目にかかれなかった。都では福祉の目玉商品とさえいわれられてきた

かれてしまい、執行部批判を個別の課題を闘争論的に反省することを通して理論的・思想的に大衆に主体化させてゆけなかった結果、批判がレットテル張りになり、大衆は代行であれ個々の実現される改良に納得してしまふこととなった。

労研自身が労働運動全体に関する積極的な理論・思想的独自活動に向うよう促し、執行部の代行を脱脚させてゆくためには、労研内の労働運動主義を克服することが問われているといえよう。

老人・障害者援助予算がすえ置かれ、住宅増

策見送り、失対費削減など福祉予算は大きく後退している。追いつめられた都は赤字財政打開と称して職員給与の前年度べア実施（それも四月・十二月分のカットされた）と引きかえにベアの一時金算定へのハネ返り分をカットしたうえ、新規採用中止、合理化等による人件費削減を強行するしまつである。

この「革新」自治体をも巻きこんでいる地財危機の渦の根源が人件費膨張だといわれているのは、予算中四五弱（全国平均）が人件費で占められていることや、中には五〇弱を超える県が現われたことを理由としている。この事態をもって政府・独占は「上厚下薄」を隠蔽した、「ラスパイレル指数」をでっち上げて地方公務員の「高給」ぶりを宣伝し人件費削減の口実としている。自治労も指

のである。

資本家は投資的資金を圧迫する経常経費の増大に腹を立て、彼ら好みの投資分野「社会開発事業」の伸び悩みを「住民サービス」の低下だと嘆いて人件費削減を説教するという逆立ちしたキャンペーンを張っている。

だが、今みたとように地財危機は人件費の増加を元凶としているのではなく無計画な工業化政策と行政の肥大化を避けえないところの、インフレ政策を不可欠の要素として経済成長の持続を計らざるをえない現代帝国主義の自己矛盾の現われである。勿論、この間物価上昇と並行して賃金が騰貴していることも事実ではある。しかし、それはより根本的には、人間自然力たる労働力をも商品化する以外に自らの蓄積を実現しえない資本制生産の下では、好況期に於る労働市場が需要過多とならざるをえず、生産の横への拡大が逆に利潤率を低下させざるをえないのである。かかる資本主義の根本的な矛盾を「解決」するため、資本家は不況政策を通して賃金抑制と労働再配置・産業・社会再編を強行して、矛盾を労働者階級に転嫁せざるをえないのである。

実際、政府・独占は「新全総」で示された「広域行政」構想を放棄しておらず、コンピュータ導入をもテコとした大幅な機構改革や税・財政への統制を通じた地方行政の中央集権化が意図されている。

又、地財危機宣伝と、にもかかわらぬ地方財政援助の消極性は、国庫財政自身が不況下で悪化していることもさることながら、自治

省を通じた統制強化の策動を示している。それは「福祉の先取り」によって国民主義的に市民権を拡大してきた「革新」自治体に対して、政府・独占がまき返し攻勢を計っているというところであるとともに「安定低成長」に見合った行政の実現を展望する彼らの野望の一端をのぞかせていることを忘れてはならぬ。

現在、政府・独占は地財危機に対症療法を施すべく昨十月はじめに大平（大蔵）・福田（自治）両大臣の「トップ会談」を催しつつも、その内容は今日の政府・独占の「苦悩」を示すこととなった。大平は赤字国債の乱発（五一年度予算大蔵原案をみよ！）をアテ込んで、地方税、交付金減額分や第四次不況対策に伴う地方負担（新規投資）を地方債と資金運用部資金で補うこと、地方債の資金運用部引き受け等を言明した。

しかし、これは全て自治省当局要求の数分の一に止まり、「焼け石に水」でしかなく、それでさえも国庫の資金運用部が底をつきかけるあり様である。政府はそのうえに五一年度予算に示された如く公共投資を増やして再び自治体業務を拡大せざるをえないジレンマをも露呈している。自治省はこの意を受けて自治体に①人件費削減、②公共料金値上げ、③「先取り」福祉の「是正」の条件と引きかえに援助すると表明している。

かかる強硬な態度に直面している「革新」自治体は如何なる打開策を有しているのか次にみてゆこう。

摘する如く同じ一般行政職同士で国と地方の公務員給与を比較すれば国家公務員の方が高水準にあり、自治省の言う地方郡部の地場水準を上回る賃金も、そもそも人勸体制によって地場賃金を軽視してきた政府の責任にほかならない。

ところで工業化を軸に生産力の飛躍的増大を計り高度成長をとりあげてきた戦後日本の国庫政策は不可避に行政を肥大化させてきた。管理通貨制のもとで市場への通貨供給を調整して恐慌を回避し、逆に人為的な需要創出によって生産力拡大を維持する国庫政策は、金融政策とともに自治体をはじめとする公共事業への財政投融資機能に大きく依存してきたのであった。事実、国家行政の七割を自治体が占めている以上、行政の肥大化はそのまま自治体のそれを意味しているともいえる。

その理由としては①高度成長に伴う都市への資本と労働力の集中（他方では過疎地帯の慢性的赤字財政）、②公共投資の激増に伴う機関委任事務・超過負担の急増、③にもかかわらぬ脆弱な財源（集中した労働力が納税能力のない若年低賃金のそれであり、税制度が中央集権化している）、④施設・人員拡充を不可欠とする住民福祉の充実の必要等々。しかも④は経常経費として縮小困難に固定化する一方、不況下での社会保障費の増加傾向が著しくなり、依存してきた法人税の伸び率低下、物価上昇……。かくしてあらゆる自治体が独占の求める投資的資金を確保しえなくなった

(三) 地財危機の「革新」的解決のゆきつまり

地財危機の深刻化と、それを口実とした政府・独占の攻勢に対して「革新」派は幾つかの対抗策を論議している。それは、地方債増発行（自主発行を含む）、法人超過課税など税制「改革」、国庫負担要求、業務返上等の、主に自主財源確保を計る性格を有しているが、同時に政府の中央統制や機関委任事務による超過負担に反対する側面を持っている。いずれの自治体もこれらを主張しているが、国庫負担は国会に託されており、実際には地方債と税制に関して強調されている。

地方債に関するものとしては、例えば東京都では今年度予算作成過程で、美濃部を先頭に資金確保のためと称して地方債の自主発行が論議された。現在の経済状態で地方債が自主発行されることは現在政府が行なっている赤字国債乱発と同じ現象を結果する。即ち、この政策は「革新」派自身が再三批判してきたように借金政策であり、その結果もたらされる通貨の追加的供給圧力はインフレを促進しないわけにはゆかない。だからこれは、経済的に自治体財源の一時しのぎにはなりえても、労働者大衆からの収奪と搾取を強めざるをえないことは誰の目にも明らかである。かかるブルジョアの政策論議が今更多くの「革新」派の関心を集めたのはなぜだろう。

地方債発行自体は従来通り自治省の指導下で統制される限り政府・独占にとって何ら利害に反するものではない。注目すべき点は自

主発行という点にある。それは定められた法制的枠組みに明らかに抵触するとともに政府・独占の経済政策を大いに混乱させることも場合にによっては可能であろう。だからこの政策が明らかに資本家的経済政策の枠内にあることを踏えつつ、政府・独占の「革新」自体攻撃への反撃の戦術として打ち出されるなら、階級闘争の前進にとって必ずしも有害とはいえないからであらう。

なぜなら、かかる戦術が採用されるならば自治体行政が福祉政策ひとつ守るためにも国家権力との闘争を組織せざるをえないこと、国独占といえども今日の不況下では市民的要求さえ闘い方如何では国家の官僚支配を掃さぶる方向に向いいること等を暴露し、合法主義的な自治体「改革」の無力さと政府・独占資本主義との実力対決の不可避性を明らかにしてゆく一大条件とすることもできたにちがいないからである。

美濃部らは自治体闘争にこのような階級闘争を持ち込む条件を有した強力な市民的・人民的闘争として自主発行要求を展開したのだろうか？否である。

彼らは最近になって自主発行を見送ると発表した。それは行政レベルで自治省が地方債引き受け分を大幅に計上したり、特例地方債を認めはじめたため、かかる「実力行使」に経済的メリットがなくなったからだと説明されている。だが自治省等が用意した資金枠は現在の都の財政状態からみれば極めて不十分であり、事実二兆二千億円余という「超緊縮

「予算に踏みきった都は文教関係を除いて「大ナタ」をふるった。

都庁知事部局の定数は二百人削減され、わずかに九億円の大幅な配転・機構改革が日程にのぼり、五一年分ペアの見込みもつかない現在、都職労働者との対立はさげられない情勢にある。もともとこのような労働者への犠牲の転嫁は今にはじまったことではなく、以前から水道、交通各局の合理化や近代的労働管理の導入がなされてきている。

他方、福祉行政に於ても、公共料金値上げのほか、施設充実、老人年金増額なる空手形の乱発によって高齢者への就労・社会活動の機会を拡大することなく「身寄りのない」老人、「不心得老人」という偏見を残し、高齢者の社会的孤立が残されている事実。あるいは「公」害やゴミ紛争に示される、「保障」交渉への対話の歪曲。これらが示しているように「革新」都政はその意図に反して「民主主義と福祉」とは程遠いものになっている。

このように彼らにとって自主発行は、政府・独占から資金を引き出すためのプレッシャーにすぎず、その条件を作るために、合理化と公共料金値上げを周到に準備するだけでなく福祉を犠牲にせざるをえない現状を弁解する「戦術的」ポーズにすぎなかった。

「革新」都政が自主発行論議をかかると協的取り引きの道具に止めざるをえなかったのは、彼らの「実力行使」を支える大衆的団結を創造しえていないためである。彼ら自身が労働者階級を中心とする反独占

めるプロレタリア民主主義ヘゲモニーを自治体闘争内部に拡大してゆく条件を形成してゆくことも可能であったといえよう。

しかし黒田は自らの「構想」を真面目に実践に移すことなく赤字財政の釈明に押し止めてしまふことによって反独占の市民的闘争さえ十分組織しえていない。それはかかる要求を実現するための官僚制度の再編にもとづく反独占行政の確立のために大衆行動を組織化することはもとより、国政選挙に一切を委ね独占と対決する基盤を主体的に形成してやうとしなかった彼ら自身の自治体闘争の限界を暴露しているといつてよいであろう。

業務返上については、現在日共の掲げる「安上りな行政」論がその一典型といえるので次にこれについて検討してゆくことにしよう。

(三) 「安上りな行政」論の虚妄性

昨春、日共は政府・独占の「革新」派攻撃に依って「安上りな行政」を唱えた。それは自治体は住民のものであるという「民主」憲法下の「地方自治権」という「民主主義の原則」を守る立場から主張されている。だが、この主張が「革新」自治体の財政運営（福祉・独占の非難に対抗して自分達は決して「住民サービス」を低めるつもりはないのだ、という姿勢を強調することによって統一地方選での「躍進」を展望した彼らの選挙向けの方便であったことはうたがひ余地のない事実である。彼らの認会的戦術のためには自治体労働者は低賃金と合理化＝労働強化に甘

んじよ（奉仕者！）というわけである。

「安上りな行政」は選挙向けに「住民負担の軽減」だけが強調されたためにその意味があまりに薄らいがちなものであるが、それは機関委任事務などによる自治体業務の膨張に対してそれらの業務を返上して行政を簡素化する要求として強化される場合には、自治体行政の充実という住民福祉にとって一定の改良的意義をはらんだものとなりうるといえよう。しかし今日の国独占下では行政が肥大化せざるをえないことはほかならぬ日共自身が語ってきたことではなかったらうか？国家と癒着し公的市場に大きく依存しつつ資本蓄積を計る独占資本は、他方では自分達にとって「不生産的」でしかない諸々の仕事を国家に委ね、国家は独占と同様国民所得総額の増減に目をうばわれるが故に中立を装い自治体にその具体化を請け負わせつつも、政治・経済的に統制し、自治体をして大衆収奪をなせしめんとしてきたのであった。だから現在の行政の肥大化が資本家階級の利害とわがらがたく結びついており、業務返上＝行政簡素化要求が政府・独占と対決すること以外に実現しえないことは明らかである。

この点を鮮明にしつつ斗われるなら、革命的プロレタリアートは市民的に闘われる自治体闘争の内部に反独占闘争が階級闘争と結びついて展開されねばならないことを明らかにしてゆく条件を見出すこともできたであろう。だが日共は自治体闘争のこのような強化をせず業務返上ではなく、「安上り」の「内

大衆と積極的に結びつこうとせず、「住民との対話」や「共同作業」の場を中央集権的ブルジョア官僚制に抗して、行政組織の内部に正しく位置付け確保することなく、もっぱら自治体首長として対政府交渉を代行してきたにすぎない以上、労働運動さえもが自治体闘争にとりて単に外在的な圧力を構成する位置に止まらざるをえないのは当然であった。そして既成の社共が主導する「革新」自治体とは、その限界を決してのりこえることができな

ない。

税制「改革」に関するものとしては黒田大阪府政が強調する「大都市圏に於る税源拡充構想」がある。それは七一年以来の累積した赤字の原因を財政需要の激増にもかかわらず税制度が中央集権的で企業が優遇されていることに求め、企業への超過課税、「公」害防止税等を提案した。

この黒田「構想」では地方税法に於ける損金算入制に手をつけようとしていないため、超過課税しても法人地方税を威収させ相殺されたり、府の税収拡大だけを実現しても国税威収↓交付税率低下を招くなど自治体財政への「反作用」を許さざるをえない。その意味で現在の地財危機を根本的に解決するものではないことは明らかであろう。

だがかかる限界内であれ、それが税制度が官僚機構に支えられつつ大衆収奪の体系としてあることの暴露と結びつけられて行なわれるならば、何物をも持たぬ賃労働者への課税を廃絶し企業こそが収奪されるべきことを求

部努力」による実現だけを強めている。

それはかかる行政の簡素化要求を反独占闘争として闘い抜く基盤をうち固めてこなかった彼らの弱さを示している。彼らは「フランスの内乱」に於けるマルクスのパリ・コミューンに対する見解を都合良く解釈して自分達の立場を正当化しているが、この中に逆に彼らの小ブルジョア的政治主義の馬脚があらわ

れている。彼らの引用したくぐりでマルクスは、初期資本主義下であった当時、資本家達の根強い要求だった「安上りな政府」がブルジョア革命によってではなく、「二つの最大の支出源」常備軍と官僚制度を破壊することの唯一可能だった武装した労働者人民の革命的大衆行動によってこそ、はじめて実現可能だったと述べているのであって「安上りな政府」それ自身は「コミューンの随伴現象にすぎなかった」とことわっていることを忘れてはならないであろう。だから日共のようにコミューンの実現と切り離して「安上りな政府」だけを美化するやり方は、それを武装して闘いとった労働者人民の団結に目をむけようとしな

いながら、彼らの団結に目をむけようとしないうる。彼らの合法主義に執着する立場を暴露している。限られた地域ではあれ、形式化した間接民主制を解体して直接民主制を導入することによって行政と立法を統一しえたのであること、それを支えかつ実現したのが連帯し武装した労働者人民の革命的団結と行動であることを学ぼうとせず真に人民的な行政の要求をおし止めているのが今日の日共の姿であるといえ

よう。

このことに如実に示された如く、行政への大衆参加とそれを支える労働者人民の實力行動を組織しようとし、彼らは、その代りに「安上り行政」作りによって「民主主義のとりで」を守ることで「国政改革」＝国会内工作の合法主義的圧力を形成しようとしていく。かくして一切が上からの改良にゆだねられ旧態依然たるブルジョア官僚機構の下におかれる自治体労働者は「行政執行者」として「奉仕」を強要され、小ブルの「聖職」意識に対決しえぬまま「民主的管理職」の美名の下で「官僚」化する途を歩まされていくといえる。

かかる議會主義的・合法主義的戦術に日共が執着するのは、彼らが現代資本主義のありなす「大衆社会化」現象に目をうばわれるあまり、混迷する政府・独占に対し「人民の議會主義」の政策的緻密化によって追いつめてゆくことが可能であると判断しているからにほかならない。だが彼らの二段階戦略にもとづく民族民主革命はこのように合法主義的議會主義的に構想されざるをえず、戦後憲法を理想化する動揺的な小ブルジョア諸層への依存度をますます強め、院内抗争を合法的に「包圍」することに自治体闘争を固定化するが故に、「民主派」にプロレタリア民主主義への永続性を展望させてゆくことはできない。かくして彼らはプロレタリア革命を不断に彼岸化させざるをえなくなっているのである。

(四) 自治体闘争における民主化の破綻

単に計量的のみならず、それらを生み出し許し、そしてその当事者たる被圧迫人民を社会的に孤立させているところの社会意識をも変革する契機を不断にはらみつなされねばならないといえよう。だから「革新」的政策は福祉に於ては、中央官僚達の一方的な選別(差別)とそれによる「施し」をばみ、かかる政策を支えている「救済法」的「慈善主義的イデオロギー」の体系たる「公的扶助」論と思想的に対決する行政を保障しなければならぬ。だが、その主体的条件を「革新」自治体は十分確保していない。それはこのように「闘行行政」として福祉政策を充実させてゆく上ではなくてはならない「被圧迫人民」自身の主体性を高め、その運動に寄与しうる行政となるために、これまで自己を「恵みを授かる」べき存在として固定化してしか自覚しえなかつた彼らに対し、その当然な権利意識を主体的に育て発達させてゆく共同実践と連帯の意義を解明することをおこたり、自治体・福祉労働者の「福祉対象者」への関わりを専門技術的官僚的なものに止めてきたためである。

かかる実践領域に注意をはらうことなく福祉にあって如何なる政策が妥当なのかと論議される限り議會主義的行政「改革」のみが追求されたり(日共)、それに大衆行動を行政の外側から機械的に接合させる(社会党)に止まることにならざるをえない。このような政策主義は不可避に「国政」の壁の前にその限界を露呈しないわけにはいかない。なぜな

日共は「地方自治体は権力の末端機構であることを本質とするが……戦後の地方自治制度改革によって数多くの住民自治の諸権利を得たと規定し、更に「国政の場合」と異なり「地方自治体の機構内部に政治的民主主義そのものが浸透する」可能性を強調している。我々も「地方自治体は権力の末端機構である」とのみ考え、「数多くの諸権利」(リコールなど)を無視するのは反対だが、日共の如く政治的民主主義の浸透を過大に評価するのは更に犯罪的であると考える。確かに自治体「民主化」は「革新」首長の登場を媒介にして「対話」と福祉行政を強め、戦前よりもより旧来の前近代的な官僚的色彩を弱めてきた。しかしそれは高度経済成長を物質的基礎にした生産力主義的のものでしかなく、官僚主義そのものの解体を示しているわけではない。

今日の自治体は戦後地方自治法等の「改革」などを政治的民主主義の制度的保障としつつ、主に住民福祉行政を委ねられている。それは厚生省を頂点とする社会福祉政策の体系に於てその実践のほとんどもを請け負っていることにも示されている。しかし六〇年代までは日本資本主義の経済的力量にも規定され福祉対象の選別を強めつつ福祉行政に於る機関委任事務を増大させて自治体福祉行政の固有事務を圧迫するというかたちで政府・独占の低福祉政策が貫徹していたのであった。

高度成長に伴い労働社会政策が安定する一方、消費生活を中心とする住民福祉の充実

ら、「革新」的政策の立案・決定内容だけが自立化されるこの政策主義では問題の最終的判断が結局国会内抗争(「国政改革」)に委ねられ、その圧力として労働運動を強調すれば意図に反した福祉ダウンが、住民福祉「民主化運動」を力説するなら自治体労働者への労働条件の圧迫が避けられないという現実と逢着するからであり、今日の「革新」自治体の「内部努力」の強調にそれは示されているといえよう。

「上からの善政の施し」を真に克服するためには「革新派」を把えてはなさない政策主義を生み出す基底にある誤りが抽出される必要がある。それは行政を定められた法を履行することとして理解し、もっぱら政策の改良を法定主義的に追求する思想に「革新」派がまきこまれていくことによるといえよう。だが一切の政策を法定主義的に行なう日本の法体系と政治は、政策対象の立場にある被圧迫人民との接点を持つとしない立案担当者に大きく依存し、官僚主義を再生産している。だから我々は行政が単に上から法で定められるだけでなしにそれが日常的に人民によって点検されるべきことを踏まえ、それを圧殺することの法定「官僚主義と対決してゆかなければならない。この闘いは今日の主・客条件に踏えるならば、不利益な政策と官僚機構を實質的に空洞化させ、労働者人民の利害にかんがった政策の実践を迫るための自治体労働者と被圧迫人民の共同した行政に対する下からの統制」として具体化されてゆくべきと

を要求する自然発生性は高まった。政府・独占は、戦後、世界的に展開された民主化・民族独立運動とそれを支えんとした「労働者国家」の福祉社会イデオロギーに対応するうえで、あるいは又、国内復興と政治支配安定化のために、議會制民主主義の制度的確立を急ぎつつ経済的安定にともない徐々に社会福祉要求を生産力主義的に集約せんと試みた。だが国民総生産に執着し福祉向け社会資本を「不生産」的に消費されるものとしてきりつめた政府・独占は福祉要求を十分に満たしえなかつた。それは福祉充実の「世論」を背景に政府・自民党の言行不一致を逆手にとった「革新」自治体が登場する根拠ともなったのであった。

その意味においては「革新」自治体の登場は労働者人民の改良の利益に反するものといえなかつた。しかし「公」害(水俣・伊達・四日市etc)、薬害(スモン・サリドマイド)、精障者差別(北全ロボトミー)、重身障者(交通事故多発)等々「現代の貧困」現象の激増に対しては補助金・施設給付という物量的に計量される行政を改良するに止まり、これらの条件主義的には解決しえない社会的諸矛盾への決め手を有しているとはいえない。しかも、これらの福祉が地財危機下で経済的にも行きづまっている今日、福祉の充実という美名の下で労働条件を悪化されている自治体労働者は、それらの問題をさけて通ることではできない。

かかる「現代の貧困」現象に対する政策は

その端初形態として検討を要するのは昨春東京都で論議された「窓口一本化」問題である。部落解放同盟はこの間差別糾弾行動とともに行政闘争を戦術的に強め、部落民と差別の実態に積極的な関心を示すことなく行なわれてきた美濃部都政下の同和行政に同対協を定着させ、同和予算をはじめとする同和行政の充実を要求してきた。とりわけ貸付資金の事業説明会では単に経済的改良に止まらず、部落民の自覚を促し部落解放運動の前進に有利な条件を広げてゆくことに意義を求めていった。かかる解同を中心とする闘う部落大衆に突き動かされた都当局はいったん同対協への「窓口一本化」を日共の如く単なる行政配分としてだけとりあげること許さず、「闘わざる者」とるべからずなる解同の主張にこたえてゆかざるをえなくなつた。

にもかかわらず日共の法定主義に反論できない美濃部は、唯一同対協を担ってきた解同の統制を排除する形式主義的な説明会でお茶をこした。この一連の経過に於て極めて実験的でありながら行政対象者でしかなかった部落民自身が一部の自治体労働者と結合しつつ行政に大衆的に参加し、自治体行政を統制していかうとした点を評価する必要がある。そこでは選挙と形骸化されたりリコール制の下で人民の直接参加の場が失なわれ間接民主制を通じた官僚的行政が強められている現在の自治体に於て、如何に行政を大衆化させ統制してゆく

を要求する自然発生性は高まった。政府・独占は、戦後、世界的に展開された民主化・民族独立運動とそれを支えんとした「労働者国家」の福祉社会イデオロギーに対応するうえで、あるいは又、国内復興と政治支配安定化のために、議會制民主主義の制度的確立を急ぎつつ経済的安定にともない徐々に社会福祉要求を生産力主義的に集約せんと試みた。だが国民総生産に執着し福祉向け社会資本を「不生産」的に消費されるものとしてきりつめた政府・独占は福祉要求を十分に満たしえなかつた。それは福祉充実の「世論」を背景に政府・自民党の言行不一致を逆手にとった「革新」自治体が登場する根拠ともなったのであった。

べきか多々学ぶことができよう。

革命的プロレタリアートは自治労働運動の前進を計るうえで労働条件闘争に止まらず、自治体労働者が行政の末端から自治体闘争に介入して被圧住民諸層の大衆行動と行政への直接参加に協力し「共同作業」を通じた強固な連帯関係を創出してゆく必要を訴えてゆかねばならない。かかる活動を基礎となしつつ、法定官僚主義にもとづく種々の「善政」を下から統制（協議・決定）してゆく闘いを組織し、議会選挙による間接民主制の無力と小ブルジョア改良主義の限界を暴き直接民主制を求めるプロレタリア民主主義ヘゲモニーに労働者人民の接近を促し階級形成の一步前進を計る条件を拡大してゆかねばならない。

（以下次号）

緊急アツピール

八雲ナイキ基地建設を許すな！

全道の先進的労働者学生諸君！一昨年の闘いによって一時的に粉碎された道南一八雲ナイキ基地建設の策謀が、再び防衛庁当局と町長によって進められている。四月六日自衛隊は地質調査のボーリングを開始した。これは町長リコール運動を始め現住民に対する反動的な挑戦であり、基地建設を既成事実化しようとするものである。我々はすでに長沼ナイキ基地建設阻止闘争の過程で、このナイキ・ミサイルが日本独占資本の帝国主義的軍事力の増強以外の何物でもない事を明らかにしてきたが、この八雲ナイキは国際自由通行域たる津軽海峡を直接の射呈対象としている意味で、より攻撃的な性格をもっていることに注目しなければならぬ。

全道の先進的人民はこの闘いの先頭に立って闘う現地労働者・住民と連帯し、各地で抗議闘争を組織し、六月反戦・反安保闘争の高場へと発展させてゆくべきである。

（詳細は次号）

部落解放運動と我々の任務（上）

狭山闘争をはじめとして部落解放運動の全国的ひろがりにもない、本道においても昨春以降、諸大衆団体によって部落差別との闘いが取りくまれるに至っている。この部落解放運動のとりくみにあたって、我々がかつて属していた戦旗派——それは現在分派闘争で分裂し、全国的な政治・組織的統一性は存在していない——における「革命的部落解放運動」の自己批判的総括を媒介に、理論的・実践的提起を行うことは、我々の最低の責務であろう。そこで今回は、昨春文章化された運動・組織上の反省内容を全道反帝戦線首都派遣支部の同志諸君との討論に基き、明らかにしてゆきたい。これらの実践上の総括と実践的理論の問題点の抽出こそ、今後予定している部落解放運動論の解明への大きな一里塚となるに違いない。なお時期的には七一年春と七三年春の二年間を扱っており、地域的・組織的制約もあつた為、不十分な点もあると思われるが、御了承願いたい。

△序▽

わが同盟（戦旗派）は七一年春以降部落解放運動のとりくんできた。当時の八派共闘（全共闘・反戦）の統一行動の破壊という事実を直接的契機としつつ、部落差別の温存という現実に対する態度を迫られた我々は、解放同盟による狭山闘争への支援要請に応え、「支持共闘」に参加するということによって闘いを開始した。

当時、蜂起・内戦へむけた恒常的武装闘争を推進していたわが同盟にとって、部落解放運動へのかかわりはそれほどの重要性をもつてはいなかった。なぜならば、もっぱら叛軍闘争をテコとして帝軍の体的解体の永続性を展望していた同盟にとって、当面する沖繩闘争において「前線基地化」としての「自衛隊派兵」という要素を前面化することに関心があつたからである。

しかしながら、部落解放運動をわずかではあれ着手し経験を蓄積してゆくに従って、そこに従来にはなかった闘いの性格を見、それを自らのものへと、同盟活動へと反映させてゆこうとする萌芽が生まれたのは当然であつた。とりわけ、民主主義的教育理念を現実的教育秩序には見出せず、擬制の民主主義の自覚によって反体制運動の立場へ直線的・抽象的に移行していった戦旗派活動家にとっては、恒武闘争という軍事・政治力学が行きづま

るにつれ、生々しい具体的感覚において差別・抑圧を確証することによって、変革の情熱を補完することがなければはややゆつてゆくことができない、という状態が進行していったことからも説明できる。

十一中委は、すでに諸個人において進行していたかかる事態の組織的追認に他ならなかった。しかも恒武闘争の完全な破産によって大規模に進行した活動家のそのような心理にそのままのつかかかって理論的粉飾をこらしたものにすぎなかったがゆえに、恒武闘争論を根底的に総括し廃棄することなく、「腐朽化との闘い」を接ぎ木するという、のりきりの産物でしかなかったといえよう。

そこでは、七一年春以降一年有余にわたる部落解放運動の運動・組織論的総括とは何らの連関性もないまま、「帝軍解体では政治的枠が狭かった」と語られているのみであり、主体的推進構造はまったく問題とされていない。しかもそのような状態はその後も続いており、活動家の個々の誤りは総括する基準をもたないまま、「腐朽性」の認識不足とか「血債の思想」の欠落へと解消されることによって、主体形成主義的な個人責任で破綻は隠蔽されてきた。

今日、我々はいかかある戦旗派の部落解放運動へのとりくみを、根本的に反省し、その地平から部落解放運動への歴史的評価を定め、日本の労働者階級が当明の諸課題をどのように連帯しつつ闘うことによって、部落解放運動の大衆的な階級闘争への接近を促すことがで

きるのか、という問題に答えてゆきたい。
とりわけ昨秋十月三十一日東京高裁寺尾裁判長によって下された、無実の石川氏に対する「無期懲役」なる実刑判決攻撃は、日本の労働者階級の取りくみの遅れを意味している。この判決に「水を得た魚」の如く反解同策動を続ける日本共産党・「正常化連」ら日和見・融和主義者は、「橋のない川」上映を一層強

第一章 戦旗派における解放運動の総括

(一) 狭山差別裁判糾弾闘争

七一年春以降、「支持共闘」を通じて狭山闘争に参加した同盟は、解同との討論・狭山事件に対する学習を通じて、まず「狭山公判」が、何故差別裁判と呼ばれ、差別裁判糾弾闘争として闘われねばならないのかを明らかにし、「戦旗」二六六号論文へと対象化した。そこでは、(a)狭山事件の経過、(b)石川青年エン罪の根拠、(c)事件の背後関係と糾弾の必要性が述べられ、狭山公判が部落差別を利用した犯人でっちあげ事件を追認した裁判であり、融和主義・部落排外主義を克服して闘わねばならないという解放運動の原則上の諸点が付記されていた。そして「狭山差別裁判糾弾・石川青年奪還」のスローガンを掲げると共に、統一戦線部に部落戦線担当者を配し、地域奉仕活動にとりくみ大学部落研との接触を深めていった。

当時各大学部落研の結集していた全都部落研連合は、神奈川と共に糾弾共闘を結成し、

行し、行政闘争への妨害を小市民的立場から押し進めている。そして本質的に市民主義でしかない社会党が、解同との「支持・友好関係」にもかかわらず、不断に動揺を繰り返している今日、部落解放運動への我々の正しい態度は、日本の労働者階級の階級的自覚をうながすために必要不可欠であることを確信できらるであろう。

部落解放運動をより大衆闘争として推し進める準備をしていた。従って当然にも、我々の活動は「支持共闘」から「糾弾共闘」を中心に行われることとなった。とりわけその後沖共闘を構成していった諸党派としてノンセクトにおいては、春以来の中核派による統一行動の破壊が、たとえ「部落差別」発言に対する「暴力的糾弾」という形態を主観的にとってはいても、いわゆる政治的利用主義の観点からなされたものと受けとめざるをえなかったため(当時沖青委海邦派の諸君への襲撃があった)大衆的な「糾弾共闘」が生まれる根拠もあつたといえよう。

わが同盟はかかる中核派の政治的利用主義が、解放運動の何を利用していいのかと考へ、解放運動を部落排外主義的に煽動し、その一部(即ち中核派の部分)を使って暴力的糾弾を不当に行っていることと判断していたので、彼らと共に糾弾共闘を担ってゆくこととなった。

わが同盟はかかる中核派の政治的利用主義が、解放運動の何を利用していいのかと考へ、解放運動を部落排外主義的に煽動し、その一部(即ち中核派の部分)を使って暴力的糾弾を不当に行っていることと判断していたので、彼らと共に糾弾共闘を担ってゆくこととなった。

者人民が彼らを支援し連帯して闘う大衆運動の論理とが、「狭山差別裁判糾弾」の名の下に直接同一化され、その区別と連関のうちにとらえられないことから、労働者人民に内在する部落差別糾弾への自然発生的要素を、如何に引き出し育ててゆくのかという、特殊的な考察が放棄されてしまふのである。実際、大衆の意識に内在する個別的契機を無視した運動は、大衆をおきざりにした先進的活動家の自立運動にしかなりえない。

事実、結成当初糾弾共闘への参加は、各大学部落研を主体にしてその内部にAIFの部落担当者がかかわるといふ形ですすめられた段階から、まもなくAIFの地区代表動員が加わってくるわけであるが、しだいにその関係は逆転してしまつたといえよう。中央委の日常的統制から相対的に自由な状態におかれた埼玉の高校生部落研を主体とした活動をのぞいて、首都各地区の部落研・実行委は、五

・一三沖繩闘争前後においてその独自活動がほとんどなせず、逆にそれ以降、沖繩から狭山への課題の移行にもなつて、AIFが全人民的政治闘争機関という大衆組織の名称を与えられることによつて、大衆闘争は部落研・実行委を主体としてではなく、AIFを主体にした運動として行なわれることになつたのである。

大衆闘争から党派の自立的運動への変化、そして「腐朽化」が同盟の政治路線の環となるやいなや、部落解放運動は同盟の政治路線の宣伝の場とはなつても、狭山闘争の闘争論

的深化によつて、「なぜ差別裁判なのか」という控訴趣意書をめぐる問題や、部落研を大衆化する問題、人民諸層からの支援の構造、糾弾権の論理、解放同盟内部からの闘いのあり方に応え、文字通り大衆的・戦線的な運動をつくりだしてゆく対象とはならなかったのである。

以下、それらの具体例を、大学部落研と解同連での闘いを反省しつつ、路線との関係で論じてゆきたい。

(二) 大学部落研活動

七二年の暮、関東部落解放戦線が結成された時、確かに当初のとおりくみくらべて部落研の数も人員も増えてはいた。しかし関東部落解放戦線の結成自体、糾弾共闘を発展的に領導しえず、セクツ的な囲い込みをせざるをえない産物であった。そこに示されることは、部落研の量的拡大が決して部落研の大衆的・戦線的前進によつて支えられたものではなく、従来叛軍行動委を構成していたAIFメンバーが、部落研に大量の移行をしたか、AIFとして部落研メンバーと一緒に行動していたということにすぎない。だから、現象的には部落解放闘争への動員が増加していても、その内実たるや、いわゆる自立的なAIF運動に部落解放の仮面をつけただけのものではない。かく、原則的な部落研活動を放棄した狭山闘争委員会ともいへべきものであつた。

だが、かかる結果はすでに半年以上も前、即ち七二年一一中委の直前に部落担当者会議で予想されていた。七一年以降一年間の総括

そしてその後、各大学・高校生部落研活動と糾弾共闘を通じた大衆運動、ならびに部落へ入つての地域奉仕活動や友の会etcで実践的経験を蓄積すると共に、部落解放理論の研究と実態調査を通して、我々の解放運動理論の骨子を端的ではあれ作りあげることとなった。その理論的成果こそ『部落解放への飛翔』であり、七二年初頭に発行されそこに展開された内容がその後の実践をも大きく規定していったといえよう。そこではまず第一に、日本資本主義の形成・発展の中で、部落差別が何故温存・助長されてきたのか、そして現在の帝国主義的社会再編によつて、部落の産業と部落民(労働者諸層)が、どのような生活と抑圧・差別の状態におかれざるをえないのかという点が、宇野『農業問題序論』を手引きに理論化されている。第二には、「狭山」「橋のない川」「矢田」「行政」闘争を知識的に収約し、差別の個々のあらわれが紹介・暴露されている。

ところで、それらを更に実践的理論へと高めてゆく作業に我々は着手せねばならなかったのであるが、それは必ずしも十分な成果をもたらしたとはいえない。とりわけ狭山闘争を如何なる主体的推進構造をもつて闘ってゆくのか、という点は、糾弾共闘という大衆組織を領導する上で不可欠であつたにもかかわらず：：。それはまず直接被差別者である石川氏ならびに解放同盟のおかれた条件から展開される運動の論理と、かかる差別の存在を許し又ある時はそれをも担ってきた労働

の中で、「①全都部落研から糾弾共闘への発展的解消の問題として部落研活動と政治闘争との関係が乗り移り的にたてられてしまつた。②それ故に狭山闘争を闘う大衆だけが残り部落研が形骸化し、③狭山闘争を媒介にして広がる部落解放闘争の地域的広がりと結合しきれず、④それ故に解同への規定力がなくなつていった」「それ(友の会：筆者注)が失敗して以降糾弾共闘会議に各党派が基盤を求めていくという正に糾弾共闘が単なる統一戦線へと解消されてしまふこととなつた(日向派『ポリ要塞』より引用)と述べられていることは、部落研の形骸化と糾弾共闘の大衆化ならぬ政党間統一戦線への解消がすでにこの時点であらわれ、それから半年間何の方策も講じられなかったという事を明示している。

ところで我々は、総括されたことが行なわれなかつた(確かにそのような側面は、担当指導者の変更という事態で存在したのだが)と云うだけでは不十分であると考へている。なぜならば、従来の部落研活動自体が経験主義的に行なわれており、学内でのサークル学習と地域奉仕活動、ならびに狭山闘争への参加を、如何に統一して推進してゆくのか、それは何故なのか、という論理的反省が欠如し、部落研活動の形骸化がただ現象論的に指摘されているにすぎないからである。だから、例えば地域奉仕活動の一環として、部落の生産生活活動にとりくんでも、その意義を単に信頼をもちとるという点におしとどめ、そこで何を学び、学園へと如何に還流してゆくのか

かという問題は問題ともならない。そして各大学部活研の活動が、狭山闘争と地域奉仕活動に追われて動員機関化し、部活研としての部活研の活動領域が、学内大衆に対する情宣・教育活動を切り捨てた形で狭められてしまっている。その結果、部活研の学内からの再生産構造がしだいに喪失したまま地区サークル化し、AIFに補充された形で糾弾共闘（実行委）が維持されてゆくこととなり、無党派大衆をおきざりにした党派部活研と党派運動が自立化してゆく構造になったのである。そのことが逆に狭山闘争や地域奉仕活動を不十分なものとしてゆくことになる。

こうした悪循環を生み出す根拠の一つとしては、大学部活研の重要な任務として、部落差別が社会的観念として種々の意識的・無意識的な形態において存在するという正しく認識しえず、自らの生活場面である学園そして学生層の中から不断に差別との思想闘争を組織する地道な闘争（学習会・展示会・調査活動・討論会を自治会にはたきかけつつ行い）を欠落したまま、社会的に政治焦点化した闘争のみ走るといった点があげられる。大学部活研はあくまでも学生層に位置しており、社会全体（とりわけ部落差別に関する）と個別学園とをつなぐ結び目ではあっても、それ以上の役割りは解放同盟あるいは労働者諸層との連帯した共同作業の中でしか実現できないにもかかわらず、一挙に抽象的普遍をめざした戦旗派の政治路線はここにも端的に反映しているといえて良いであろう。

(三) 解同都連内での闘い

「関東部落青年友の会」を通じて行なわれた解同都連内からの闘いの推進は、たとえ「友の会」が新左翼を多く結集させていたとしても、社会党の強い統制下において、従来からの自立した「革命的部落解放運動」では直接役に立たないどころか、適用することも情報収集をのぞいてほとんどできないものであった。即ち、当時の解同都連は部落民の組織化に立ち遅れており、解放同盟という被差別部落民の戦闘的な大衆組織へのオルグ活動、○区議会での行政闘争（同対審答申完全実施）、あるいは地域教育活動・人民層と連帯しつつ「狭山」「橋のない川上映阻止」闘争をおしすすめてゆくという諸活動を行うためには、単に政治闘争のみならず、改良的要求をかかげた経済闘争をも闘ってゆかねばならなかった。政治闘争自身、直接革命化しえず、市民的・改革的性格を大衆的にはぬぐえないことを十分ふまえていなかっただけでなく、こうした「友の会」活動を担い、解同内部におけるフラクション活動を促すことはできず、労働組合に派遣されたメンバーと同様に「しばらく潜りこむ」ことしかできなかったのである。

とりわけ行政闘争に関する闘争論的解明の欠落は、党派的に政治焦点化していなかったとはいえ、部落民の生活状態をふまえるならば、重要な位置をもっているにもかかわらず、抽象的な政治闘争・経済闘争のふりわけしかなかった戦旗派には、その意義が理解

できなかったといえよう。従って、具体的な解同の闘いの中に社共の日和見主義を見抜くことができず、「友の会」を解同都連の単なる下請け機関化させてしまえば、その後発生する「正常化連」の分裂策動に対しても戦旗派はほとんど関与しえなくなってしまうのであった。このように部落民の側からの解放運動の主体的推進構造（とりわけ糾弾闘争や行政闘争に關して）にアプローチする条件を欠いていたのは、従来の硬直化した恒武闘争路線下における「革命的大衆運動」の自立的展開の故であり、その総括を中途半端にして「腐朽化」論で糊塗しても部落担当者の失望は隠せず、十一中委以降解同内「フラクション」は解体されるのである。

(四) 十一中委路線と部落解放運動
大学部活研・解同内活動に示される特徴的な欠陥は、部落解放運動をおし進めるうえで、その闘争主体（大きいえば部落民と非部落民そして学生・労働者・小生産者等）のよって立つ組織的位置の特殊性を分析し、それらの特殊性・個別性にもかかわらず、部落解放運動を統一的に推進してゆける立体構造を解明しえていないことである。大衆は様々な階層にわかれていたのだから、大衆運動は諸階層の独自性をふまえて如何に全体的に統一してゆくのかと考えられねばならないといえよう。そして共産主義者はその全体的な統一の基準を、階級闘争へと一歩一歩接近させてゆく指導を行なわねばならないのである。

ところが「革命的部落解放運動」と語られてきたといえよう。従って、具体的な解同の闘いの中に社共の日和見主義を見抜くことができず、「友の会」を解同都連の単なる下請け機関化させてしまえば、その後発生する「正常化連」の分裂策動に対しても戦旗派はほとんど関与しえなくなってしまうのであった。このように部落民の側からの解放運動の主体的推進構造（とりわけ糾弾闘争や行政闘争に關して）にアプローチする条件を欠いていたのは、従来の硬直化した恒武闘争路線下における「革命的大衆運動」の自立的展開の故であり、その総括を中途半端にして「腐朽化」論で糊塗しても部落担当者の失望は隠せず、十一中委以降解同内「フラクション」は解体されるのである。

ているものは、大衆闘争の名を語った党派の自立的運動ではないことを我々は見、大衆運動に如何なる悪影響を及ぼしてきたかを確認してきた。それは狭山闘争に参加する大衆が革命化するべきことはおしやべりしても、大衆の成長過程を領導することができない、本質的な意味での前衛主義である。

そのような前衛主義は、恒武闘争論にもとづいており、単に「政治の幅が狭かった」とか「多彩な戦術を用いるべき」とかいった問題にとどまらず、すぐれて「革命運動」と「大衆運動」の二重写しに要因をもっていたといえよう。とりわけ革命前段的情勢把握によって党派軍団の突出が大衆の革命化を組織戦術さえ巧みなら徐々に生み出すと考えられた点は、十一中委以降も温存されたので、大衆闘争は党派の同心円上しか考察できなかったのである。しかもAIFは活動家組織から大衆組織へと改編されるおまけまでついていたので、HBFの分断・関東部落解放戦線結成といったセクト主義的的行為は、すでに理論的に準備されていたといえてよいだろう。

確かに十一中委で「腐朽性との闘い」が打ち出され、部落解放運動が路線的に対象化されるようになった、と云えばいいないこともない。しかしそれは旧来の「部落解放への飛翔」は如何に深化されたのであろうか。「部落解放闘争を、日帝の軍事外交路線と全面的に対決し、蜂起一プロ独勝利へ向けての恒常的武装闘争の進撃の一翼を担うものとして革命的に前進させる」といったかつての主張

が、「日帝の侵略反革命」と「民族的・人種的『差別と抑圧』の温存による全人民の反革命突撃体制への糾合」と対決する内容に書きかえられたことによって変化した唯一の点は、日帝打倒にとって部落解放運動が主要な課題と位置付けられたから、「空気が入る」というものでしなく、その結果は前述した通り、或いは○差別発言という悪しきものしか生み出してはならないのである。

とまれ日帝の対外政策のみならず、国内政策と闘う必要性を認めただけでも意義あることではあるが、それすら部落解放運動を主体として担うべき部落民の社会的現実、生活状態や慣習・政治意識の分析が深化されたわけではなく、レーニンの腐朽化論と民族理論からあてはめたとする思弁的産物でしかなかったから、次のような差別発言を招く結果になったといえよう。

(五) 差別発言と同盟の自己批判活動

○差別発言に關して、我々は地域的特殊性もあり十全な報告を中央から受けてはいない、断片的な知識から事実を構成せねばならない。この発言は、差別に抗議して三度の自殺未遂までしたことがある部落民の△さんが、行先不明になり安否が気づかわれているときに、その捜査活動に価値を与えず「死にたければ、死ねば良い」と共青同である○が述べたことを示す。同盟内の雑談ではあったが、その場で部落担当の同志による批判がなされたにもかかわらず、○はその場をのりきり、後日中央委の指導下に自己批判するまで

頑張ったといふことである。

まず明らかにしなければならぬのは、○においては部落民の被差別の状態が如何なるものであるのかというにとどまらず、彼らが如何に思いつめた意識状態にまであるのかという事を認識しえていなかっただけではないかということである。なるほど抽象的・直観的に差別はいけないということでは誰でもわかる。しかし戦後「民主主義」下の今日、差別解消論が謳歌する中で「差別を受けなければ、差別されている人の気持は本当にはわからない」以上、どれだけ部落差別の矛盾を感じるために認識し実践を媒介に接近しうる努力がなされてきたのか、反省する点があるはずである。先に述べた十一中委以降の同盟の作業は、大衆運動の覇権におかれてほとんどなしえてないはずである。

更に問題としなければならぬのは○がたくなに自己批判を拒否したということの意味である。くわしくはわからないが、想像するに、恒武闘争下での苦しい地区ルン・プロ生活に耐ええず、次から次へと脱落者と自殺者が出てきた当時の荒廃した組織状態に実存するに、組織的団結・連帯などは何も役に立たず、ひとえにおのれの頑張りズムしかない、といった当時の活動家におけるニヒリズムの反映ではないか、ということである。

こうした事態の主・客両面からの分析に支えられて、すぐれて組織的限界の克服を見出すものとして総括してゆくことなく、○の性格にもとづく個人責任の問題として問題を解

決してゆこうとしたところに、事態を長びかせ、更に混乱を拡大した点があるように思われる。実際当時の中央指導部の感覚では「政治的にまずい」から「クサイものにはフタ」式に処理しようとした事は推量できるのであるが、それが事態を知ったシンパ「部落研」から糾弾の対象とされた時、回答を回避しつづけ〇を活動停止処分として、あとは中央の權威で批判を封じこめるといふ政策をとり、結果的に「部落研」の解体を促してしまふことにもなったのである。

今日、このような事態に対する「党的対象化」がなかったことを日向派は自己批判せざるをえなくなり、それを当時の同盟活動の特殊性から切りはなして、「革命的ザンゲ」「血債・猛省」という抽象的な倫理性をちらつかせて延命の途を模索している。だがそれは見落し総括以外の何物でもなく、倫理性の欠落という総括に自己を対象化しえない差別発言の当事者は、それを前後して完全に日向派から召還してしまつたという話である。

(六) 労働者階級の解放と部落解放

総括の最後に、『部落解放への飛翔』における限界を理論的につかみ出してみよう。すでに見てきたように部落解放運動を構成する種々の特殊のモメントの運動・組織論的考察をなしていないといふことは明らかであるが、それは純粹に戦術上の問題にとどまらず革命戦略上の欠陥に規定されているといえよう。というのは先に見た恒武闘争論によつては、部落解放もプロレタリア革命に解消され

てしまふ論理的構造をもっているからである。

当該論文では、社共の封建的身分差別論・封建遺制論を批判し、部落解放という民主主義的課題を単に民主主義化運動に解消する誤りを、「プロレタリア解放のうちに部落解放をとらえる」立場から暴露している。例えば(a)「反革命的に治安維持の為にこれを利用する」「(b)「部落」という名の相対的過剰人口の形成、産業予備軍として固定化することをもって労働市場の底辺を担わせる」といふように分析し、「現代日本帝国主義者の支配政策のくびき」と規定しているように。(これらの分析はもっと正確に行なわれねばならない)

だがこれだけでは基底体制還元主義のそりはまぬがれないであろう。それは部落差別を社会原理から正しくとらえていたとしても、日本社会の歴史的・特殊実体から総合的に構成しえていないため、プロレタリア解放運動と部落解放運動の相関関係を過程的「場所」的に説明しえず、プロレタリア解放革命といふ政治権力闘争に解消しているからである。これらの諸点は九回大会以来、社会運動を社会主義の名の下に切り捨て、政治革命へと一切を解消した所産でもある。

だから「プロレタリア解放の一環として、部落解放を実現する」という主張は、「部落民もプロレタリア政治革命に参加せよ」といっているにすぎなく、民族民主革命という二段階戦略に基づく小ブルジョア革命に部落解放運動を解消する社共の誤りを批判する上で一面の正当性をもつていたとしても、部落解放

運動をプロレタリア解放運動という階級闘争へと如何に接近させつつ、帝国主義政府打倒へと迫ってゆくべきなのは、明確化しなかつたといえよう。

今日、解同二九回大会を契機にして特徴づけられた「プロレタリア解放なくして部落民の解放はありえない」という主張の理解をめぐった論争が不可避となっている中で、この点の反省は不可欠であるといえよう。

(七五年春執筆)

編 集 共産主義者同盟（戦旗派）
北海道地方委員会常任委員会
連絡先 札幌市山鼻郵便局私書箱18号
現代史研究会 気付
発行日 1976年4月20日
定 価 220円